

Pickup! ¹

現在対馬市では、各会場にお越しいただけなかった方々のご意見もお伺いするため、住民アンケートを行っています。



今年も 勢いそのまま



今年も「つしまチカラ」が全国に挑みます。

Pickup! ③

法務大臣から委嘱を受け、人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済する活動を行う人権擁護委員が変わりました。



12月31日をもって退任された松井旦壽さん(左:豊玉町)中山精治さん(中央:美津島町)前野美保子さん(右:上県町)には法務大臣および県人権擁護委員連合会長から感謝状が贈られました。



新任の安重美千代さん(左:上県町)村瀬武さん(中央:豊玉町)中村榮榮さん(右:美津島町)と、再任の山代博康さん(厳原町)武田朋三さん(上県町)の任期は平成23年1月1日から3年間です。

都市計画区域の変更に関するパブリックコメントの募集 (厳原都市計画区域の拡大) 市民の皆さんのご意見・ご提案を募集します。

合併前の対馬市では、これまで6町毎に異なる政策でそれぞれのまちづくりが進められてきましたが、合併を契機として都市づくりの目標に向けた統一性のある土地利用制度の適用や一体的なまちづくりを進めることが可能となったことから、都市計画区域の見直し作業を進めています。

現在に至るまで、都市計画見直しに係る基礎調査等を実施し、関係機関との検討を行ってきました。その結果、現在厳原町の市街地のみに指定されている都市計画区域を美津島町の一部(根緒地区・雞知地区・大船越地区)まで拡大し都市計画区域に編入する必要があると考えています。

皆さんのご意見をお聞かせ下さい。

【意見募集の対象】 市内にお住まいの方又は見直しに関し利害関係を有する方

【意見の募集期間】 平成23年2月21日(月)
~平成23年3月31日(木)

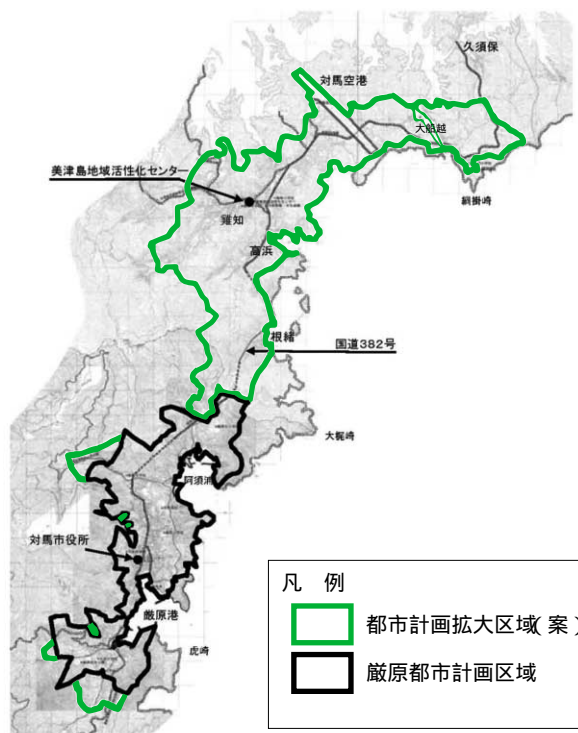
【意見の提出方法】 様式は、自由ですが、件名を「都市計画区域の変更に対する意見」とし、住所・氏名・電話番号・ご意見の内容を明記して、郵送・ファックス・電子メール・持参のいずれかの方法で提出してください。

【提出先】 〒817-8510 対馬市厳原町国分1441
建設課都市計画宛

0920(53)6111

FAX0920(53)6123

電子メール keikaku@city.nagasaki-tsushima.lg.jp



- 【その他】○今後は、この原案をもとに市民の皆さんとの意見調整を行うため、説明会などの開催を予定しています。詳細については、広報及び市ホームページなどを通じてお知らせします。
○ご提出いただきましたご意見に対して個別には回答いたしません。後日取りまとめの上、市の考え方等と併せて市のホームページにて公表する予定です。
詳しい内容につきましては、対馬市オフィシャルホームページでご覧になれます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関に入院された場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示されますと、医療費の自己負担(保険適用分)が限度額までになり、食事代もお安くなります。

対象となる方

住民税非課税世帯に属している被保険者(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)

認定証の交付を受けるには

お近くの各福祉保健センター・地域活性化センター住民生活課にて申請手続きをしてください。

後期高齢者医療制度に加入する前の保険で認定証を受けていた方についても、あらためて申請が必要です。

認定証の有効期限

毎年7月31日まで(更新日:8月1日)

認定証の交付を受けている方で、更新日以降も引き続き交付対象となる方については、更新日までに新しい認定証を交付します(更新の手続きは必要ありません)。

「区分」の認定証をお持ちの方で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年以内)がある場合は、さらに食事代が減額されます。その際、再度申請が必要であり、適用は申請日からとなります。

問い合わせ 福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117

または長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930

「麻しん(はしか)」「風しん」の予防接種はお済みですか？

下記に該当する方を対象に、「麻しん(はしか)」「風しん」の予防接種を実施しています。特に麻しんは、非常に感染力が強く、免疫のない人が感染するとほぼ100%発症します。予防接種を受けると、免疫力がつき、多くの人が麻しんにかからないか、かかっても軽症で済みます。

下記の医療機関で受けられますので、対象者の方は対象期間内に予防接種を受けましょう。

【対象者】

	対 象 者
第1期	生後12ヶ月～24ヶ月
第2期	小学校就学前1年間 (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方)
第3期	中学1年生 (平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方)
第4期	高校3年生相当 (平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方)



(平成22年度に第2～4期に該当する方の対象期間は、平成23年3月末までです。)

【料金】

無料

対象期間を過ぎると自己負担(9,000円前後)になります。

【実施医療機関一覧】

医 療 機 関	接 種 日	受付時間	電話番号	事前連絡
対馬いづはら病院	第2・4火曜日	13時30分～14時30分	(52)1910	予約不要
畑 島 医 院	月曜日～金曜日	13時30分～14時	(54)2009	要予約
豊 玉 診 療 所	月曜日～金曜日	13時～16時	(58)8080	要予約
佐 賀 診 療 所	月曜日～金曜日	9時30分～16時	(82)0050	予約不要
上 対 馬 病 院	第2・4火曜日	13時30分～14時	(86)4321	予約不要

国では、2012年はしか排除に向け、普及・啓発を実施しています。



【問い合わせ】

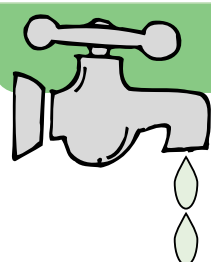
福祉保健部健康保健課
0920(58)1116

豆酩地区公民館・佐須地区公民館の廃止について

平成23年3月31日をもって豆酩地区公民館・佐須地区公民館を廃止し、それぞれ「豆酩住民センター」・「佐須北部地区多目的研修集会施設」に名称が変わります。

使用については、従来どおり出張所で申請してください。

【問い合わせ】 教育委員会生涯学習課 0920(86)3727



節水のお願い

冬期(1～3月)は、まとまった降水量が見込めない季節です。場合によっては渇水による給水制限のおそれもありますので、市民皆様の節水へのご協力をお願いします。

対馬市水道局 0920(52)0943

母子家庭支援制度について

《市の資格取得助成制度》

自立支援教育訓練給付金

雇用保険の加入期間が1年未満でホームヘルパーなどの教育訓練講座を受講する方に、受講費用の一部を助成します。なお、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある方については支給されません。

【支援額】受講費用の20%（上限10万円、下限4千円）

高等技能訓練促進費

就職に有利な看護師・保育士・介護福祉士などの資格取得を目指し、2年以上就学する場合に、一定期間生活費の一部を助成します。

、どちらも所得制限があります。

《県の母子寡婦福祉資金貸付制度》

就職支度資金（最初の就職のみ）

就職の際に必要とする被服、履物などや通勤用自動車の購入費など

【限度額】 一括 100,000円（自動車購入は320,000円）

【償還期間】 貸付終了1年後～6年以内

修学資金

子の修学に際しての授業料など（義務教育期間は不可）

【限度額】 学校により異なる 【償還期間】 貸付期間の4倍以内

就学支度資金

子の入学に際しての必要な物の購入費及び入寮費など

【限度額】 学校により異なる 【償還期間】 5年以内

修業資金

子の自動車運転免許の習得（高校3年生対象）等に必要な授業料など

【限度額】 460,000円 【償還期間】 6年以内

* 上記の他にも、母子・寡婦家庭に対する支援・貸付制度があります。

この制度を利用するためには、必ず事前相談・事前申請手続きが必要になりますので、詳しくは福祉事務所福祉課にお問い合わせください。

児童扶養手当について

《目的》

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

《受給資格者》

次の条件にあてはまる18歳到達年度の末日までにある児童（一定の障害を有する場合は、20歳未満）を監護している父・母または養育者に支給されます。

父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童

父又は母が死亡した児童

父又は母が重度の障害にある児童

父又は母の生死が明らかでない児童

父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童

父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

婚姻によらないで生まれた児童

《手当の額》

(平成23年1月現在)

児童が1人の場合	月額	全部支給	41,720円
		一部停止	9,850円～41,710円
児童が2人の場合		上記金額に	5,000円加算
児童が3人目以降	1人につき	上記金額に	3,000円加算

《手当の支払いについて》

手当は、認定を受けると認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月(12月～3月分)、8月(4月～7月)、12月(8月～11月分)の11日に振り込まれます。11日が土・日曜、休日にあたる時は、その直前になります。

《その他》

(以下の場合には手当の全部又は一部が支給されません)

1. 受給者の所得が一定額以上ある場合。
2. 老齢福祉年金以外の公的年金を受けられることができる場合。
3. 同じ児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、または父及び養育者のいずれも手当の支給要件に該当するときは、父に対しては支給されません。また、同じ児童について、母及び養育者のいずれも手当の支給要件に該当するときは、養育者に対して手当は支給されません。

特別児童扶養手当について

《目的・受給資格者》

この制度は、精神、知的または身体障害等(内部障害も含む)で政令に定める程度以上(別表参照)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当を支給するものです。

《手当の額》

障害児の場合(1級)	1人につき	月額50,750円
重度中度障害児の場合(2級)	1人につき	月額33,800円

《手当の支払いについて》

手当は、県知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月(12～3月分)・8月(4～7月分)・11月(8～11月)の11日に振り込まれます。11日が土・日曜、休日にあたる時は、その直前の日になります。

《その他》

次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けとることができるとき(児童扶養手当、子ども手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます)。

児童が、児童福祉施設等(保育所、通園施設、母子生活支援施設は除く)に入所しているとき。

手当を受けようとする人、または同居の親族等(父母、祖父母、兄弟姉妹など)の前年の所得が下記の限度額以上あるとき。 1～6月中に申請される場合は前々年分

扶養親族等の数	請求者(本人)	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

【問い合わせ】 福祉事務所福祉課 0920(58)2294

4月から水道料金が変わります(厳原町)

水道料金改定のお願い

対馬市の水道事業は、対馬市水道事業会計(厳原町)と対馬市簡易水道事業特別会計(美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町)の2体系で、異なる料金体系で運営されています。

今回料金改定を行う対馬市水道事業会計(厳原町)は、昭和62年度の料金改定後、現在まで23年間、改定を行わず事業運営を行ってまいりました。

しかしながら、安全、安心な水の安定供給を続けるためには、これまで対応が遅れていた老朽化施設の改善を進め、更に継続して実施していかなければならないことから、今後の経費増加は避けられない状況にあります。

このため、経営の効率化と健全な事業運営に努力してまいりましたが、どうしても収支の改善には至らず、平成23年度から平均23.58%の値上げとなる料金改定案を対馬市議会平成22年12月定例議会に上程し、可決いただきました。

なお、今回の料金改定に併せ、解りにくいご指摘をいただいていた料金計算の改善、ならびに漏水の早期発見のため、これまで2ヶ月に1回行っていた隔月検針から毎月検針に変更し、市民の皆様の利便性の向上を図ります。

水道局としましては、引き続き事業の効率化を行い、経費節減に努めながら、職員一丸となって、安全、安心な水の安定供給に努めるとともに、安定経営を図る所存でございます。

市民の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 現行料金と改定後の料金(厳原町)

料金単価表

現行料金(1ヶ月あたり：税込)

用 途	基本料金		超 過 料 金 1m ³ につき
	基本水量	金 額	
一般用	10m ³ まで	1,155円	189円
学校・浴場営業用	70m ³ まで	5,775円	
船舶用・一時用	1m ³ につき	420円	



改定後料金(1ヶ月あたり：税込)【平成23年4月分として徴収する料金から適用】

用 途	基本料金		超過料金 1m ³ につき
	基本水量	金 額	
一般用	10m ³ まで	1,470円	231円
学校・浴場営業用	70m ³ まで	6,825円	
船舶用・一時用	1m ³ につき	420円	

現行料金と改定後料金の比較(月15m³使用の場合の料金)

現 行 料 金 1,155円 + (5m³ × 189円) = 2,100円



改定後料金 1,470円 + (5m³ × 231円) = 2,620円 (+ 520円)

○ 参考: 簡易水道事業特別会計の料金(美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町)

現行料金(1ヶ月あたり：税込)

用 途	基本料金		超過料金 1m ³ につき
	基本水量	金 額	
一般用	5m ³ まで	1,260円	—
	10m ³ まで	1,680円	236円
浴場営業用	70m ³ まで	12,652円	304円
船舶用・一時用	1m ³ につき	420円	

月15m³使用の場合の料金 1,680円 + (5m³ × 236円) = 2,860円

【問い合わせ】 対馬市水道局 0 9 2 0 (5 2) 0 9 4 3